

# 代表選抜委員会規則

## (目的)

第1条 公益社団法人日本コントラクトブリッジ連盟（以下「連盟」という）代表選抜委員会は、国際試合日本代表（ユースを除く）の選抜、助成に係わる事項に関する企画、立案を行い理事会に答申することを目的とする。

## (活動)

第2条 代表選抜委員会は、前条の目的達成のために次の事項に関する企画、立案を行う。

- (1) 日本代表選抜試合要項
- (2) 日本代表選抜試合の日程
- (3) 日本代表に対する助成
- (4) その他、代表選抜に関し理事会が必要と認めた事項

## (構成と定数)

第3条 代表選抜委員会は、理事会の指名する代表選抜担当理事を委員長とし、委員長の他に、委員長が指名して理事会の承認により任命する3名以上6名以内の会員・会友で構成する。うち、1名は事務局員の中から任命する。

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。この委員数が定数を下回ったときは、第3条の規定により補充する。補充により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員の報酬)

第5条 委員は、すべて無報酬とするが、交通費は実費を支給する。

## (委員会の招集)

第6条 委員長は代表選抜委員会を定期的に招集する。またこの定例委員会は、開催日時、場所を十分な余裕をもって各委員に連絡しなければならない。

第7条 定例委員会に加え、次の場合、臨時の委員会を開催する。

- (1) 委員長が必要と認めたとき。
- (2) 委員の3分の1以上が開催を要求したとき。この場合、要求があった日から2週間以内に委員会を開催しなければならない。
- (3) 理事会が要請したとき。この場合、要請があった日から2週間以内に委員会を開催しなければならない。

第8条 委員会の招集は、臨時の場合を除き、遅くとも5日前までに審議する議題とともに委員

に通知しなければならない。

(定足数と議決)

第 9 条 委員会の議長は、委員長が務める。委員長不在の場合は、出席委員が互選で議長を指名する。

第 10 条 委員会は委員現在数の 3 分の 2 以上の者が出席しなければ開催することができない。

ただし、当該議事について書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

第 11 条 委員会において議決が必要な場合、議決は出席委員の過半数の賛成で成立する。賛否同数の場合は、議長が決する。また、事務局員の委員は議決権を有しない。

(意見聴取)

第 12 条 委員会は、重要な議題について会員及び会友の意見を聴取し、かつ可能な限りその意見を尊重するよう努めなければならない。

(議事録)

第 13 条 委員会の討議及び決議事項について議事録を作成し、速やかに理事会に提出しなければならない。

(委員の選抜試合への参加禁止)

第 14 条 委員の任にある者及び、委員を辞してから満 1 年を経過していない者は、代表選抜試合に参加することができない。

(改廃)

第 15 条 この規則の変更は理事会の決議により行う。

## 附則

この規則は 2006 年 8 月 1 日から施行する。

## 変更履歴

2006 年 7 月制定

2012 年 7 月改正

2017 年 4 月改正 (規則類整備にともなう体裁変更および第 1 条に連盟の定義を追加)